

埼例規第45号・交指

昭和55年 7 月30日

埼玉県警察本部長

使用者に対する道路交通法令違反通知取扱要領の制定について（例規通達）

（概要）

本要領は、道路交通法第108条の34の規定に基づき、使用者等に対する道路交通法令違反の通知に関し、

○ 違反通知の基準

○ 警察官等の措置

等について定めている。